

令和5年度 藤沢工科高等学校 不祥事ゼロプログラム

藤沢工科高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおりの事故・不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者 藤沢工科高等学校 不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭がこれを補佐する。

2 目標・行動計画
 (1) 各課題に対して取組みと目標を設定し具体的な行動計画を設定し、定めた検証方法により全職員により検証を行う。未実施があった場合は、補完措置を講ずる。また各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。
 (2) 「県民の要請と期待に応えるためのコンプライアンス（法令遵守）」意識を、あらゆる場を通して、継続して高められるよう不祥事の防止に向けて啓発するものとする。

取り組み課題		目 標	行 動 計 画	検 証 方 法
①	法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底を含む）	公務員、特に教職公務員としての行動を自覚する。	(1) 職員会議、打合せ等の機会をとらえ、自覚とモラル向上の啓発を行う。 (2) 不祥事防止会議を通して教育公務員としての行動規範の周知徹底を図る。	不祥事防止研修会やアンケート調査等により検証する。
②	職場のハラスメント行為の防止	わいせつ・セクハラ・パワハラ行為を防止する。	(1) 所属職員全員を対象にして事例を提示し、不祥事防止研修会を実施する。 (2) 準備室等を含め管理職による定期的な校内巡視を実施する。	アンケート調査や個別面談、衛生委員会等からの声を検証する。
③	児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止	生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を防止する。	(1) 保健指導や集会指導を通して、セクハラに対する生徒の意識を高めるとともに、生徒が相談しやすい体制をつくる。 (2) 定期的に職員との面談を行う。	アンケート調査と「生徒人権相談窓口」利用状況調査の分析を行う
④	体罰、不適切な対応・指導の防止	生徒の人権を尊重し、体罰、不適切な対応・指導の発生を防止する。	(1) 体罰のみならず、生徒指導上の不適切な対応を撲滅するため、相互の人権尊重の観点から、具体的に事例を示し研修会を実施する。	職員の人権研修会におけるアンケートと年間の生活指導記録を検証する。
⑤	入学者選抜に係る事故防止	入学者選抜業務に係る事故不祥事の発生を未然に防止する。	(1) 入選マニュアルの早めの整備、課題の共有、迅速な調整（改善）に努め、全職員が安心して業務遂行にあたることのできるように努める。 (2) 入学者選抜制度についての校内研修会を行い、全教職員への周知徹底を図る。 (3) 職員啓発資料などを活用して、入学者選抜に係るこれまでの事故不祥事の事例などを周知して意識啓発を行い、事故不祥事の発生を未然に防ぐ。	年間を通じた入学者選抜業務のタイムテーブルを意識して、スケジュール管理ができたかを念頭に、それぞれの場面で、スケジュールに沿った作業と点検を行うことができたかを検証する。
⑥	成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	定期試験、成績処理、調査書等の文書作成での事故を未然に防止する。	(1) 試験後の解答用紙の管理を徹底し、成績処理の事故を防止する。 (2) 成績処理支援システムの入力確認、一斉点検等を実施し、成績証明書、調査書の発行等の事故を防止する。	スケジュールに沿った各段階の点検と検証を行う。

⑦	個人情報等の管理、 情報セキュリティ 対策 (パスワードの 設定、誤廃棄防止)	個人情報の流失 や誤廃棄を未然 に防止する。	(1) 個人情報持ち出し許可や文書廃棄時の 手続きを確実に実施する。また、重要文 書のパスワード設定を徹底することで 個人情報に係る事故を防止する。 (2) 全教職員を対象に個人情報保護及び人 権尊重の観点から、SNS の不適切使用防 止のための研修会を実施する。	不祥事防止やチェ ックリストにより 検証する。
⑧	交通事故防止、酒酔 い・酒気帯び運転防 止、交通法規の遵守	交通事故や酒酔 い、酒気帯び運 転を防止する。	(1) 職員啓発資料により、全教職員を対象と した職場研修を実施し、交通安全意識だ けでなく、社会マナーや法令順守の意識 の向上に努める。	不祥事防止やチェ ックリストにより 検証する。
⑨	業務執行体制の確 保等 (情報共有、相 互チェック体制、業 務協力体制)	不適切な業務執 行を防止する。	(1) 迅速な報告・連絡・相談の更なる徹底を はかり、気になることはそのままにせ ず、相互協力のもと業務を遂行する。 (2) 企画会議等で各グループの業務の進捗 状況を確認しながら、各部署間で連携し た業務遂行、学校運営を行う。	企画会議で各グル ープの業務チェッ クとフィードバッ クを行う。
⑩	会計事務等の適正 執行	適正な私費徴 収・執行を行う。	(1) 私費会計様式での執行の徹底を図り、 適正な執行事務に努める。 (2) 私費会計担当職員が私費会計基準に基 いた適切な処理を行うことができるよ う研修を行う。 (3) 計画的な予算の執行を指示し、立替払 いの削減に努め、金融機関を利用した 振込による支払いを励行する。 (4) 財務調査指導や私費監査の指摘事項・ 改善事項をもとに、報告研修会を実施 し、見直しを行う。	中間監査・財務事 務調査における指 摘事項等により目 標達成度を検証す る。 立替払い等、現金 による支払いが減 少したかを検証す る。
3 検証	(1) 中間検証 2に規定する行動計画について、令和5年10月までに実施状況を確認し、未 実施があった場合は、直ちに改善策を講じる。 (2) 最終検証 2に規定する行動計画について、令和6年3月に実施状況を確認するととも に、各目標達成についての評価を行う。その結果、新たな目標設定 (各目標の 修正を含む) が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、令和7年度に おける県立藤沢工科高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。			
4 実施結果	3の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめのうえ、ホームページで公表する。			
5 事務局	プログラムの策定及び実行の具体的手続きは、事故防止会議がこれを行う。			